

地方税ポータルシステム運用委託業務 にかかる見積提供依頼について

令和元年7月

三重県総務部税務企画課

1. 目的

本依頼は、電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムの運用を認定委託先事業者に委託するにあたり、その概算見積等の情報収集を目的としている。

2. 依頼内容

(ア) 電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムの運用を認定委託先事業者に委託する概算見積（別紙 概算見積書）

(イ) 認定委託先事業者の電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムサービス概要を示す資料（任意様式）

3. 現状と経緯

地方共同法人地方税共同機構（以下、「共同機構」という。）は、地方税ポータルシステム（以下、「eLTAX」という。）を運営している。

三重県（以下「本県」という。）では、eLTAX に関連した電子申告等システム及び国税連携システムを運用しており、平成27年12月に単独設置型から認定委託先事業者による ASP 方式の運用に切り替えを行った。令和元年10月には共通納税システムを追加するものである。

現在は、株式会社TKCと契約を行っている。

現行契約が令和2年12月に終了するため、電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムと継続して連携するために、新たな契約を締結する予定である。

4. 概算見積範囲

(ア) 提供サービス

① 電子申告等システムサービス（法人二税・特別税）

電子申告等システムを利用する際に必要となる「利用届出審査」「申告データ審査」「申請・届出データ審査」等の機能を提供するサービスをいう。

② 国税連携システムサービス

国税連携システムを利用する際に必要となる「データ送受信」「データ検索」「帳票表示」等の機能を提供するサービスをいう。

③ 共通納税システムサービス

共通納税システムを利用する際に必要となる「納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルの取得」「ダイレクト方式の収納」等の機能を提供するサービス

スをいう。

(イ) 委託期間

令和2年8月頃から令和7年12月31日までとする。

初期導入期間：令和2年8月頃から令和2年12月13日まで

運用期間：令和2年12月14日から令和7年12月31日まで

(ウ) 委託業務

① 初期導入業務

受託者が令和2年8月頃から令和2年12月13日までに、本県用の提供サービスの環境等を整備・構築する。

- 提供サービスについて、本県用の環境等を整備・構築する。
- 本県が共同機構等に対して行う各種申請等の支援を行う。
- 本県が用意するクライアント端末に対するソフトウェアのインストール及び設定の支援を行う。
- 電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムの既存システムから抽出されたデータを、提供サービスに取り込む等の移行作業を行う。
- 本県が実施する総合運転試験についての支援を行う。
- 本県が実施する三重県総合税システムとの媒体によるオフライン連携試験についての支援を行う。

② 運用業務

受託者が、令和2年12月14日から令和7年12月31日まで、提供サービスの運用を行う。

- サービス提供時間は、原則として共同機構の運用時間に従うものとする。国税連携システムの繁忙期の休日・平日深夜送信にも対応すること。
- 本県が提供サービスを利用する際の技術的な支援を行う。具体的には、三重県総合税システムとの連携、クライアント端末へのパッチ適用・バージョンアップ対応等に対する支援を行う。
- 提供サービスについての利用状況や故障・メンテナンス状況等を月次報告書として本県に提出する。
- 「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する

基準」(平成31年総務省告示第151号)に基づき、必要な対策を実施する。

- 国税連携データの保管期限は現在最大2年程度であるが、この期限を超えて保管し検索する機能や、過去のデータを取り込んで検索する機能がある場合は提案を行うこと。

③ 引継ぎ業務

受託者が、委託期間終了前に、提供サービスから抽出したデータ等を引渡す。

- 委託期間終了前に、提供サービスの本県用環境内にあるデータ等を共同機構が策定した方法等により抽出し、本県もしくは本県が指定する者に対して引渡す。
- 委託期間終了時に、提供サービスの本県用環境内にある全てのデータ等を、復元できないように完全消去する。

(エ) システム利用規模

現在想定されるシステムの利用規模は以下のとおりである。過去の事例のため、若干変動する場合がある。

① データ件数 (年間)

提供サービス	データ件数	算出条件
電子申告等システム	38,077 件	平成30年度電子申告件数
国税連携システム	552,075 件	データ受信日： 平成30年1月1日～12月31日

② クライアント端末台数

設置場所	電子申告端末	国税連携端末	計
県庁	4	1	5
桑名県税事務所	1	1	2
四日市県税事務所	2	1	3
鈴鹿県税事務所	1	1	2
津総合県税事務所	2	1	3
松阪県税事務所	1	1	2
伊勢県税事務所	1	1	2
伊賀県税事務所	1	1	2
紀州県税事務所	1	1	2
計	14	9	23

③ クライアント端末仕様

形状： ノート型パソコン

OS： Windows 10 Pro

ブラウザ： Internet Explorer 11

5. 提出手続

(ア) 提出方法

下記提出先まで持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(イ) 提出先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目891番地 吉田山会館

三重県総務部税務企画課電算班 担当：井上

電話番号：059-224-2397

電子メールアドレス：zeimu@pref.mie.lg.jp

(ウ) 提出形態

電子媒体及び紙媒体にて各1部

(エ) 提出期限

令和元年8月5日（月）16時まで

期限延長を希望される場合はその旨連絡してください。

(オ) その他

本件にかかるお問合せは、原則電子メールにてお願いいたします。

6. 注意事項

- 本依頼については、今後の契約に関する意味をもつものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- 発注条件は、発注時の状況等により変化するため、本条件をそのまま適用するとは限りません。
- 提出資料に前提条件がある場合には、その旨資料に明記してください。
- ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、御社に断りなく第三者への提供は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成20年12月5日条例第54号）で定義する公文書になりますので、開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- 本件において提出された資料については返却いたしませんので、ご了承ください。
- 本件にかかる諸費用一切については、御社にてご負担ください。

- ご提供いただいた情報に関して、後日問合せをさせていただく場合があります。
- 本件にかかる当組織からの全ての情報については、第三者に対して開示または漏洩しないようお願いいたします。